

# 業務の運営に関する規定

## 第1 求 人

- 1 当社は、日本国内全職種に関するいかなる求人の申込についてもこれを受理します。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
- 2 求人の申込は、求人者又はその代理人が直接来社されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来社できないときは、郵便、電話、ファックスまたは電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込の際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付または電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付または電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申受けます。いったん申受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

## 第2 求 職

- 1 当社は、日本国内全職種に関して、いかなる求職の申込についてもこれを受理します。  
ただし、その申込の内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込は、求職者本人が直接来社されて、所定の求職票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇的または臨時的な労働に従事することを希望される方は、当社に特別の登録をしていただくことによって、都度の求職申込の手続きを省略致します。
- 4 求職受け付けの際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申受けます。いったん申受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。  
※ 取扱職種の範囲等が、芸道家、家政婦（夫）、配ぜん人、調理士、モデルまたはマネキンの場合

## 第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付または希望される場合には電子メ